

多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務 基本仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託

2 業務の目的

県内で農業を営む半農半Xや第三者継承により農業を引き継いだ農業者、移住して農業を始めた方など、多様な担い手が活躍する姿を通してやまがた農業の魅力を全国に発信し、県内外の農業に関心のある方の就農意欲を喚起し、山形県の新規就農者数の増加に資することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務に関する仕様を定めたものである。

本仕様書に記載された要件は原則として全て実現すべきものであるが、受注者の示す代替案を発注者が了承した場合は、要件を満たしたものとする。

5 委託業務の内容

本委託において行う業務は次のとおりとする。

(1) 動画参加者の取材、撮影

- ・県が別途指定する山形県内の農業者4名（「半農半X」、「移住者」、「第三者継承者」、「女性農業者」）を訪問し、動画作成のための取材、動画撮影を行うこと。
- ・動画の構成については、受託者において企画・提案し、県と協議のうえ決定する。なお、作成する動画は、5の(2)①に示す基本コンセプトを満たすものであること。

(2) PR 動画の作成

①動画作成の基本コンセプト

作成する動画は以下のコンセプトをすべて満たすこと。

- ・山形県内外の農業に関心のある特に若者層をターゲットにした動画であること。
- ・山形県で就農することの魅力（山形県ならではのチャレンジ性や面白さ）が伝わる動画であること。
- ・多様な担い手が生き生きと営農している様子が伝わり、視聴者の就農意欲を喚起させる動画であること。特に半農半Xや移住者、第三者継承などのテーマに合わせた異なる視点からのアプローチのある動画であること。

②業務概要

- ・動画は次の3種類を作成すること。

	動画内容
やまがた農業 PR 動画 (4本)	主に5の(1)で撮影した動画を、上記コンセプトを基に編集すること
PR 動画ダイジェスト版	PR 動画を1本にまとめたダイジェスト動画
広告用動画	上記動画の広告用の動画とし、YouTube 上へ公開した動画の視聴を促すもの

- ・動画の再生時間については、任意とする。ただし、①で示したコンセプトを満たすのに十分な再生時間を確保すること。
- ・動画作成の進捗状況について、県に随時報告し、協議を行いながら業務を進めること。また、動画の完成までに、県から複数回内容の確認を受けること。
- ・県の確認により、修正等の指示があった場合、これを修正し再度確認を受けること。
- ・作成した動画は、契約期間中に順次 YouTube「やまがた農業チャンネル」へアップロード（非公開設定）を行うこと。なお、概要やサムネイルについても県から確認を受け、受注者において設定すること。

6 著作権

当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受託者が責任をもって調整を行うこと。

また、成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利については、山形県に帰属するものとする。

7 法令・指針等の遵守

本業務の遂行にあたっては、「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

また、受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

8 作業場所・使用機材等

業務の作業場所及び業務の実施に必要な設備・機器については、発注者から別途指示がない限り、受注者の責任において確保すること。

9 成果品等

次の成果品を納入し、検査に合格すること。

(1) PR 動画

YouTube「やまがた農業チャンネル」上にアップロードした状態で納品すること。

(2) 各種報告書等

- ①業務完了報告書
- ②その他提出を求められた資料

(3) 納入場所

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

(4) 納入条件

上記(1)(2)の内容を収めた電子媒体を1部。(2)は電子媒体のほか、紙媒体でも1部納入すること。

報告書の様式等については別途協議する。

10 その他

- (1) 出演者への謝礼や撮影機材の使用料など、当事業を実施に必要な経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。